

情報提供②

# 流域治水プロジェクト（仮称）

国土交通省延岡河川国道事務所

# 近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発

平成  
27  
〜  
29  
年

## 平成27年9月関東・東北豪雨



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害  
(茨城県常総市)

## 平成28年熊本地震



②土砂災害の状況  
(熊本県南阿蘇村)

## 平成28年8月台風10号



③小本川の氾濫による浸水被害  
(岩手県岩泉町)

## 平成29年7月九州北部豪雨



④桂川における浸水被害  
(福岡県朝倉市)

## 7月豪雨



⑤小田川における浸水被害  
(岡山県倉敷市)

## 台風第21号



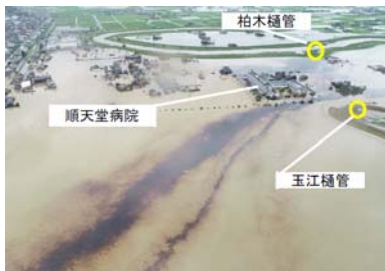
⑥神戸港六甲アイランドにおける浸水被害  
(兵庫県神戸市)

## 北海道胆振東部地震



⑦土砂災害の状況  
(北海道勇払郡厚真町)

## 8月前線に伴う大雨



⑧六角川周辺における浸水被害状況  
(佐賀県大町町)

## 房総半島台風

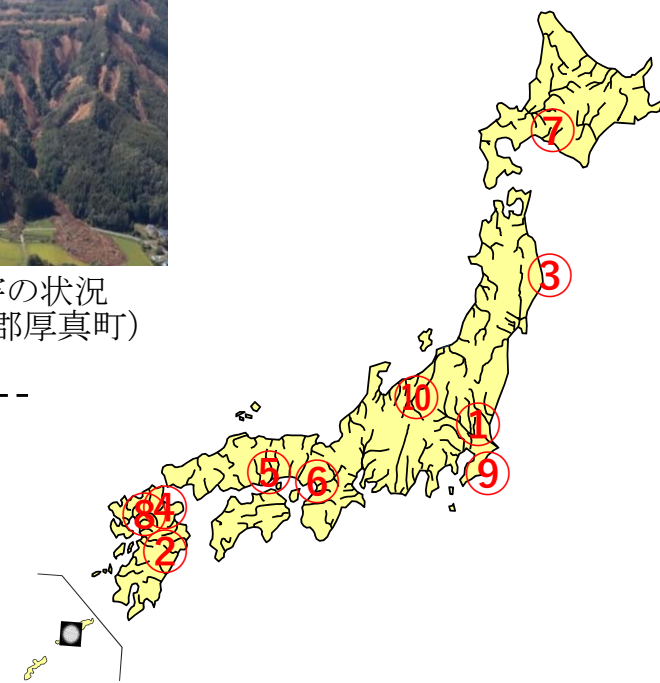


⑨電柱・倒木倒壊の状況  
(千葉県鴨川市)

## 東日本台風



⑩千曲川における浸水被害状況  
(長野県長野市)

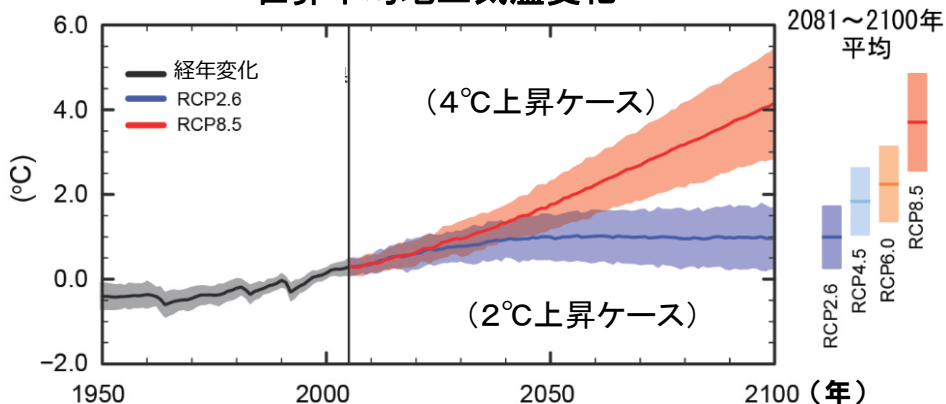


平成  
30  
年

令和  
元年

- 災害の発生状況やIPCCの評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要
- 温暖化が進行した場合に、目標としている治水安全度を確保するためには、「過去の実績降雨に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直しが必要

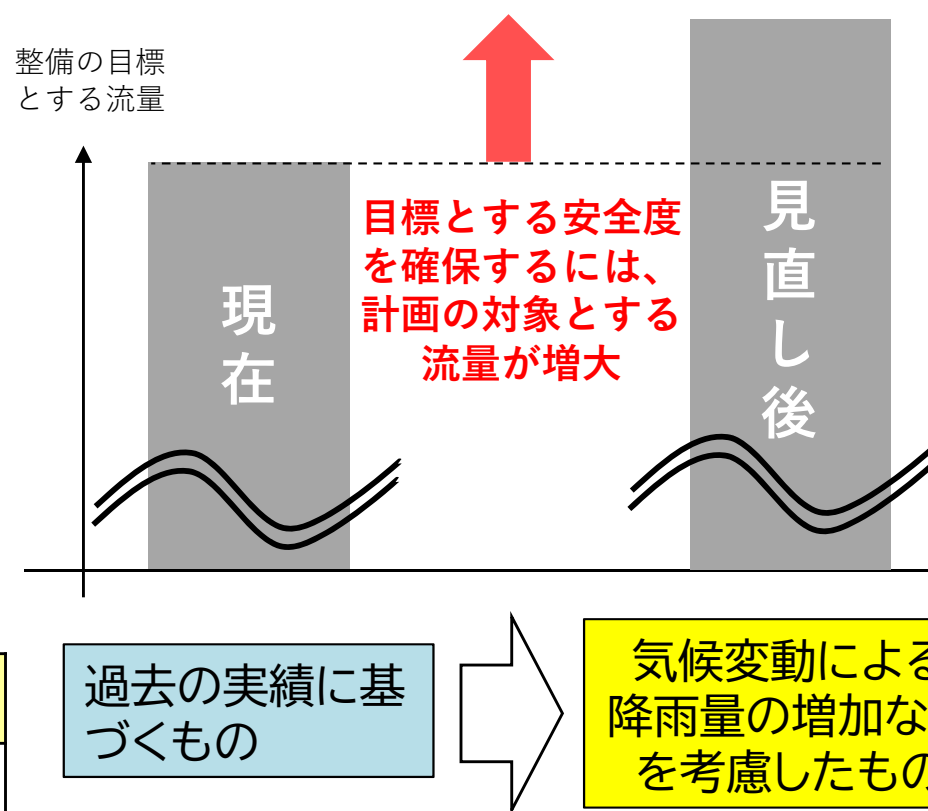
世界平均地上気温変化



降雨量変化倍率をもとに算出した、  
流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当*	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

※ 2°Cは、温室効果ガスの排出抑制対策(パリ協定)の目標とする気温



# 「流域治水プロジェクト（仮称）」に基づく事前防災の加速

## ～事業の必要性・効果等をわかりやすく提示～

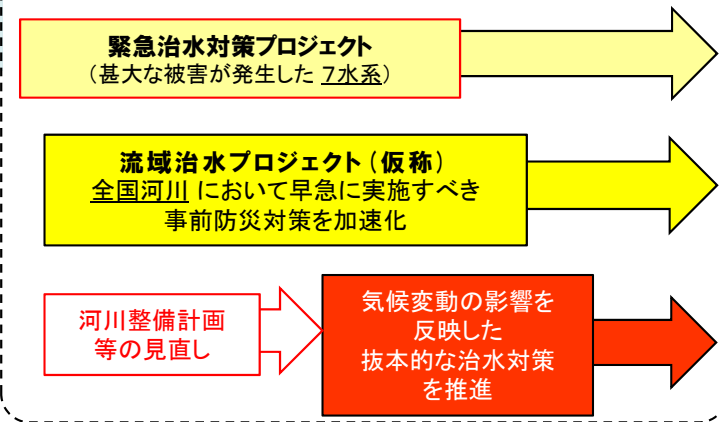
課題

- ◆ 現状の整備水準では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応できない。また、行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要。

対応

- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が生じた7水系における対策のみならず、全国の一級水系における早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。
- ◆ 「過去の実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に、計画を見直し、抜本的な対策に着手。

今後の治水対策の進め方（イメージ）



### 全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

- ◆ 令和元年東日本台風（台風第19号）により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)		
		事業費	期間	主な対策メニュー
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	令和10年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 支川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流			
鳴瀬川	吉田川	約271億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・建替え等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 高台整備、広域避難計画の策定 等
那珂川	那珂川	約665億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
久慈川	久慈川	約350億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 霞堤等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	令和6年度まで	【ハード対策】 河道掘削、堰改築、堤防整備 【ソフト対策】 下水道樋管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
信濃川	信濃川	約1,768億円	令和9年度まで	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	千曲川			
合計		約5,424億円		

※令和2年3月31日 HP公表時点

### 全国の各河川で「流域治水プロジェクト（仮称）」を公表

- ◆ 全国の一級水系を対象に、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を、都道府県や市町村と連携して検討し、国民にわかりやすく提示。

【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

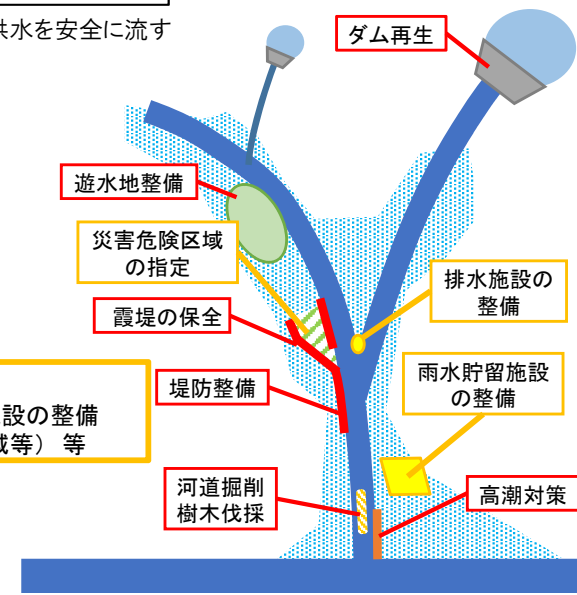
- ★ 戦後最大（昭和XX年）と同規模の洪水を安全に流す
- ★ …浸水範囲（昭和XX年洪水）

（対策メニューのイメージ）

- 河川対策
  - ・堤防整備、河道掘削
  - ・ダム再生、遊水地整備 等

- 流域対策（集水域と氾濫域）
  - ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
  - ・土地利用規制・誘導（災害危険区域等） 等

- ソフト対策
  - ・水位計・監視カメラの設置
  - ・マイ・タイムラインの作成 等



## ■ 令和2年7月末～

新たに「五ヶ瀬川水系流域治水協議会（仮称）」を設立

- 今後、河川・流域に対する対策を共有・検討していくため、新たな協議会を設立
- 新たな協議会の委員、幹事会委員については、本協議会での成果であるソフト対策等との整合を図る部分もあるため、本協議会の枠組をそのまま活かした形で構成
- 新たな協議会の開催については、本協議会と同日開催とするなど、日程調整等の負担軽減を図る
- 具体的な内容や調整事項、情報交換、プロジェクトのとりまとめ等は、幹事会にて実施することとし、幹事会についても極力WEB会議や個別協議等を実施し、議論を深めるよう努める

# 五ヶ瀬川流域治水協議会（仮称）規約（案）

## 五ヶ瀬川流域治水協議会 規約（案）

### （設置）

第1条「五ヶ瀬川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

### （目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、五ヶ瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表●の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表●の職にある者以外の者の参加及び学識経験者のアドバイザー参加を協議会に求めることができる。

### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表●の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表●の職にある者以外の者の参加及び学識経験者のアドバイザー参加を協議会に求めることができる。

6 幹事会は、必要に応じて幹事会の下に分科会を設置する場合がある。なお、分科会の運営、進行及び招集等の事務は分科会において行う。

# 五ヶ瀬川流域治水協議会（仮称）規約（案）

## （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 五ヶ瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 その他、流域治水に関して必要な事項。

## （会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

## （協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## （事務局）

第8条 協議会等の事務を処理するため、九州地方整備局延岡河川国道事務所及び宮崎県延岡土木事務所に事務局を置く。

## （雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## （附則）

第10条 本規約は、令和2年●月●日から施行する。

# 五ヶ瀬川流域治水協議会（仮称）メンバー（案）

 五ヶ瀬川流域治水協議会 委員（案） 別表●

機 関 名	所 属 等	備 考
延岡市	市 長	
高千穂町	町 長	
日之影町	町 長	
五ヶ瀬町	町 長	
宮崎県総務部	危機管理局長兼危機管理課長	
宮崎県県土整備部	河川課長	
	砂防課長	
延岡土木事務所	所 長	
西臼杵支庁	支庁長	
九州電力株式会社	宮崎支店長	
気象庁 宮崎地方气象台	台 長	
延岡河川国道事務所	所 長	
アドバイザー	宮崎大学 名誉教授	杉尾 哲
	宮崎大学 教授	村上 啓介
事務局	延岡土木事務所	
	延岡河川国道事務所	

 五ヶ瀬川流域治水協議会 幹事会 委員（案） 別表●

機 関 名	所 属 等	備 考
延岡市	総務部 危機管理室長	
	農林水産部 総合農政課長	
	農林水産部 林務課長	
	都市建設部長	
	都市建設部 土木課長	
	都市建設部 都市計画課長	
	都市建設部 建築指導課長	
	上下水道局 下水道課長	
	消防本部 警防課長	
高千穂町	総務課長	
	建設課長	
日之影町	総務課長	
	建設課長	
五ヶ瀬町	総務課長	
	建設課長	
宮崎県総務部	危機管理局 危機管理課長補佐	
宮崎県県土整備部	河川課長補佐	
	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室長	
	砂防課長補佐	
延岡土木事務所	次長（技術担当）	
	用地課長	
	河川砂防課長	
西臼杵支庁	土木課長	
九州電力株式会社	宮崎支店 日向土木保修所長	
気象庁 宮崎地方气象台	防災管理官	
延岡河川国道事務所	副所長	
	工務第一課長	
	河川管理課長	
	調査第一課長	
	延岡出張所長	
アドバイザー	宮崎大学名誉教授	杉尾 哲
	宮崎大学教授	村上 啓介
事務局	延岡土木事務所	
	延岡河川国道事務所	

※協議会ならびに幹事会ともに、五ヶ瀬川水系等浸水被害及び土砂災害軽減対策協議会と同メンバーを想定